

## コミュニティースクール（学校運営協議会制度）について

### 1 コミュニティースクール（学校運営協議会制度）とは

資料3-1

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

法律（地教行法第47条の6）に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

の3つがあります。（文部科学省）

### 2 コミュニティースクールの動向について

国  
県

資料3-2

資料3-3

### 3 渋川市教育委員会の取組

(1) 「生きる力」を育てるための学校・家庭・地域三者連携推進事業

資料3-4

(2) 学校評議員制度

### 4 コミュニティースクール研修会について

資料3-5

# コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) について

## 「地域とともにある学校づくり」を目指して

**連携・協働**

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、**学校と地域の連携・協働**の重要性が指摘されています。

**社会総掛かり**

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かり**での教育の実現が不可欠です。

**共有**

輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という**目標やビジョンを共有**することが重要です。

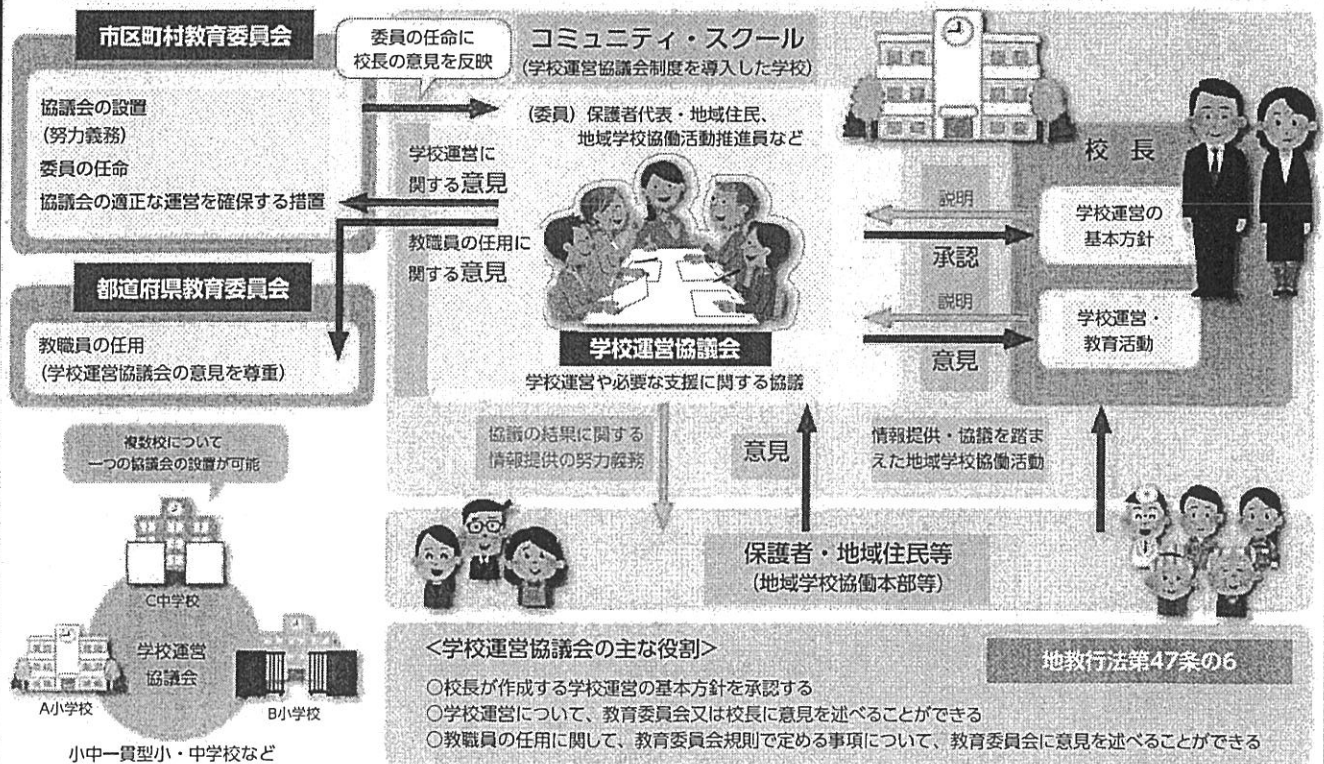
**地域とともにある学校づくり**

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「**地域とともにある学校づくり**」への転換を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

**コミュニティ・スクール = 学校運営協議会** を導入した学校

### コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の仕組み



### ▶▶コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) に関する法改正 (平成29年4月施行)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6)

- 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者 (地域学校協働活動推進員等) を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

# コミュニティ・スクールの主な3つの機能

## 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

### ▶▶ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

学校運営協議会は、校長の作成する「学校運営の基本方針の承認」を通じて、**育てたい子供像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有**します。保護者や地域住民等の意向を当該方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まるとともに、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援することができます。

ビジョンを共有するにあたっては、一方が伺いをたて、一方がそれを了承するという関係ではなく、**学校と協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識を持って、目指すところを共有し、協働へとつなげていくことが重要**です。

校長は、承認された学校運営の基本方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うこととなります。



### ▶▶ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる

学校運営協議会は、**広く地域住民等の意見を反映させる**観点から、校長が作成する基本方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。委員からは、子供たちの教育や学校運営の当事者としての意見が得られ、学校だけでは気づくことができなかった学校の魅力や課題を共有することができます。

学校運営協議会が教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、**個人の意見がそのまま尊重されるのではなく、保護者や地域住民等の代表による合議体としての意見を述べる**こととなります。



### ▶▶ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

学校運営協議会は、**学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図る**観点から、教職員の採用その他の任用に関する事項について、直接、任命権者に対して意見を述べるすることができます。学校運営の基本方針を踏まえ、学校と学校運営協議会が**実現しようとする教育目標等に合った教職員の配置を求めるための重要な機能**です。

**任命権者（都道府県・政令市）は域内の実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努める**ことが求められますが、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。

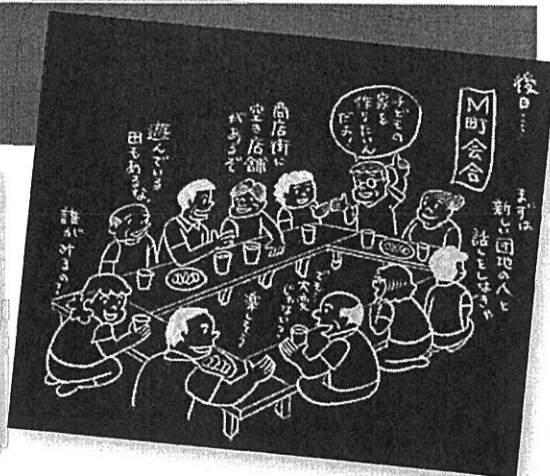
また、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。（→ P7：Q&A）



## コミュニティ・スクールを導入することで・・・(導入後の効果)

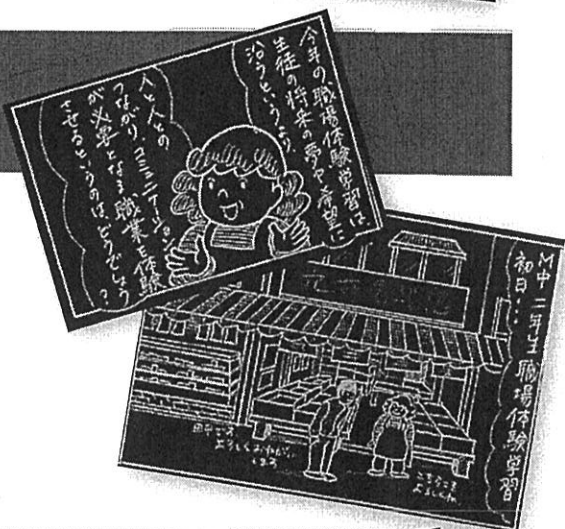
- ▶▶ 保護者・地域住民等も子供たちの教育の当事者となり、責任感を持って積極的に子供への教育に携わることができるようになります。

- お互いに顔がわかる関係になり、地域住民等が子供たちに積極的に声をかけたり、直接助言したりする場面が増加します。
- 学校が保護者や地域住民等と一緒に課題等に対する対応策を考え、実行に移すことができます。
- 小中一貫教育等の新しい教育方法との組み合わせにより、地域ぐるみで効果的に子供を育む体制が構築されます。



- ▶▶ 保護者や地域住民等にとって学校運営や教育活動への参画は、自己有用感や生きがいにつながります。さらに、子供たちの学びや体験が充実します。

- 多くの大人の専門性や地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現し、子供たちに多様な経験を積ませることができます。
- 学校が社会的なつながりを得られる場となり、地域のよりどころとなります。
- 地域の特性を生かした学びを目標を共有した上で実施することにより、学校での学びがより豊かで広がりを持ちます。

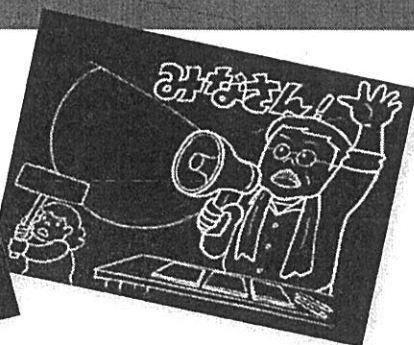


- ▶▶ 保護者や地域住民等と学校が顔が見える関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現します。

- 学校の現状や運営方針について理解が深まり、地域住民等が学校の応援団となります。
- 学校・家庭・地域の「適切な役割分担」により、教職員が子供と向き合う時間の確保につながります。



- ▶▶ 地域の課題解決に向けた取組や大規模災害時の緊急対応等に、学校と地域が一体となって取り組むことができます。



# これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方(イメージ)

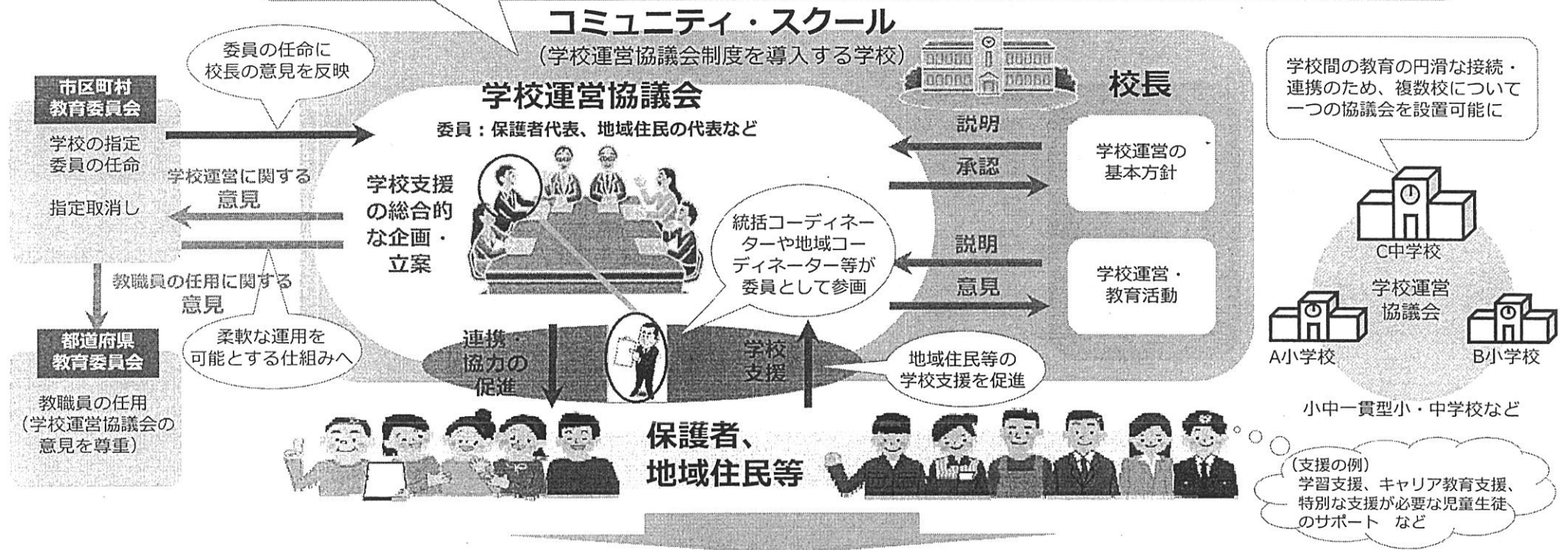
- 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むためには、地域住民等の参画・協力が必要。
- このため、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『地域とともにある学校』へと転換。
- 学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する観点から、コミュニティ・スクールを一層推進。

## 基本的な方向性

- 学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化
- 現行の機能は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討
- 学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組みに
- 校長のリーダーシップ発揮の観点から、学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みに
- 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みに

## <見直しのイメージ>

学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化



## 制度的位置付け

- 全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを目指すべきであり、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。